

令和5年度
(2023年度)

保存期間 3 年

給食用スキムミルク受払台帳

蔵置場所	施設食品倉庫
種 類	スプレー式スキムミルク
受 入 先	(公財)児童育成協会児童給食事業部
価 格	1 箱 (12kg) 12,000円 (うち消費税888円) ※軽減税率の対象品目 (8%)

住 所

施 設 名

定 員 名

※共同使用施設がある場合は、下記に記入して下さい。

施設名

定員

名

〈 注 意 事 項 〉

1 受払台帳は、正確に記入してください。

児童福祉施設給食用スキムミルクは関税が無税とされているため、関税暫定措置法施行令第33条第5項により、受払台帳を整備し、受入年月日、受入数量、使用年月日、使用数量、残量を記入しなければなりません。

なお、受払記録はこの受払台帳に準じた帳簿を使用しても差し支えありません。

2 台帳記入について

- (1) この台帳には児童育成協会で購入したスキムミルクのみを記載してください。
- (2) ボールペンで記入し、訂正する際には二重取り消し線で訂正してください。
- (3) 受入及び使用した時には、必ずその都度数量を記入してください。
- (4) 当月の受入数量及び消費数量の合計と残量を計欄に記入してください。
- (5) スキムミルクの【現品在庫】と【台帳の残量】の照合は、必ず月1回行ってください。

※ 詳しくは次頁の「受払台帳の記載について」をご確認ください。

3 秤の使用について

スキムミルクを使用する場合、検査に合格した秤を使用して正確に払出してください。

4 スキムミルク取り扱い上の注意

(1) 一般的事項

- ア. 児童福祉施設での給食以外の使用は禁止されております。
- イ. 他施設との交換やゆずり渡しは禁止されております。
- ウ. 所轄税関より使用状況調査が行われることがあります。ご協力お願いします。

(2) 処分または移動の届出

関税暫定措置法により、スキムミルクは、輸入から2年以内は税関長の許可なしに廃棄または移動することができません。2年以内に処分したり移動する場合には、輸入許可の年月日・許可番号等を記載した届出書を所在地を所管する税関長あてに提出する必要があります。そのため処分や移動の際には、必ず事前に児童給食事業部までお問合せください。

(3) スキムミルクの保管・使用上の注意点

- ア. 湿気にあうと固まり、色や香りが悪くなり、変質して溶けにくくなります。常に乾燥した風通しの良いところに保管してください。
- イ. 使用途中の袋は、中の空気を抜きチャックをしっかり締めて保管してください。冷蔵庫での保管は、結露により品質劣化の原因となるためおすすめできません。
- ウ. 熱湯で溶かすとダマになり溶けにくくなります。また70℃以上で乳タンパク質は変性し凝固するため、ドロツとしたり美味しさが損なわれる事があります。
- エ. 虫がつきやすく、ねずみの好物です。防そ・防虫には十分注意してください。
- オ. 固まり（おこげ・焦粉）が入っている場合があります。飲用されても体に害があるものではありませんのでご安心ください。

5 納品書(またはそれに代わるもの)は、受払台帳と一緒に必ず保管してください。

なお、納品時に行うサインは施設長の印でなく受取人のサインで結構です。